

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会 都市計画基本問題小委員会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 都市計画基本問題小委員会 運営規則を次のとおり定める。

都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会
都市計画基本問題小委員会委員長 中井 検裕

(ワーキンググループの設置)

第1条 都市計画基本問題小委員会委員長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査させることができる。

(ワーキンググループの委員)

第2条 ワーキンググループに属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）第4条第5号の「委員等」をいう。以下同じ。）は、都市計画基本問題小委員会に属する委員等のうちから、都市計画基本問題小委員会委員長が指名する。

(座長)

第3条 ワーキンググループに座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員等のうちから、都市計画基本問題小委員会委員長が指名する。

- 2 ワーキンググループは、座長が招集する。
- 3 座長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該ワーキンググループに属する委員等に通知する。
- 4 座長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員等のうちから都市計画基本問題小委員会委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 座長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を都市計画基本問題小委員会委員長に報告するものとする。

(議事運営)

第4条 ワーキンググループの議事運営については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条まで及び第10条の規定を準用する。この場合において、第4条から第6条までの規定中「会長」とあるのは「座長」と、「審議会」とあるのは「ワーキンググループ」と、第10条の規定中「審議会、分科会又は部会」とあるのは「ワーキンググループ」と、「それぞれ会長、分科会長又は部会長」とあるのは「座長」と、読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成29年8月28日から施行する。